

芸術銀河・民俗芸能等伝承支援事業補助金 Q&A

Q 申請に必要な書類を教えてください。

A 募集要項「4 応募について」をご覧ください。

Q どんな事業が対象ですか。

A 宮城県の地域に古くから継承される未指定の無形民俗文化財の伝承や、後継者育成に関わる事業が対象です。

Q 伝承・修繕事業へ申請した場合、講師への報償費等は補助対象ですか。

A 補助対象外になります。伝承・修繕事業では、修繕・購入費のみが補助対象です。

Q 伝承・振興事業へ申請した場合、修繕・購入費は補助対象ですか。

A 補助対象外です。修繕・購入費は、伝承・修繕事業のみが補助対象です。

Q 伝承・修繕事業へ申請する場合、他に活動を実施する必要はありますか。

A 用具の修繕のみを目的とする申請はできません。必ず発表や行事等の活動を実施し、実績報告書に成果を記載してください。

Q 伝承・修繕事業で採択されましたが、用具の修繕後、計画していた活動が実施できなくなりました。補助金は交付されますか。

A 中止等の状況により個別の判断となりますので、まずは実行委員会事務局までご連絡ください。

Q 複数の団体で合同イベントを開催します。各団体が同じイベントの開催を目的に申請することはできますか。

A イベントの主催が複数の団体（申請団体）となっている場合には申請可能です。ただし、会場費等を分割して複数の団体がそれぞれ負担する場合、領収書の宛名が申請団体名以外の場合には補助対象外となりますので注意願います。また、合同イベントの実行委員会等がある場合には、実行委員会としての申請のみとなり、構成団体がそれぞれ申請することはできません。